

平成 30 年度
厚生労働科学行政推進調査事業費補助金
障害者政策総合研究事業（身体・知的分野）

分 担 研 究 報 告 書

国連障害者権利条約締結国会議における障害統計の議論

研究分担者 北村 弥生（国立障害者リハビリテーションセンター）

研究要旨：第 11 回国連障害者権利条約締結国会議（2019.6 ニューヨーク）では横断テーマが「障害統計」とされた。そこで、同会議に参加し、資料・会議での情報収集を行った。しかし、本会議およびサイドイベントで「障害統計」が直接に取り上げられることは少なかった。例えば、ラウンドテーブル1のテーマ「国家財政の余地、官民パートナーシップ、条約の実施を強化するための国際協力」の趣旨説明資料のうち横断テーマの「障害統計」に関する記載は 22 項目中 3 項目に限られ、障害に関するデータは不足していることの指摘、障害者権利条約の不足や達成を数値で示した 2 例にとどまった。

一方、複数のサイドイベントでは、障害に関するデータ収集に国連国際障害統計ワシントングループ会議の指標を使用していることが言及された。指標の課題の指摘もあったが、ワシントングループ会議事務局からの参加者との開かれた議論が成立していた。

これらのことから、横断テーマを「障害統計」にしたことは、障害に関するデータはまだ未整備であるが、障害者権利条約に関する議論を理念にとどめず、具体的に目的および達成を示すために障害統計が重要なことの意識向上に貢献したと考えられた。

A．背景・研究目的・方法

国連障害者権利条約締結国会議（以下、締結国会議）は、同条約の第 40 条に、「締結国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締結国会議を開催する」と定められている。2008 年以来、ニューヨークの国連本部で開催され、第 11 回会議（2019 年 6 月 12 日から 14 日）¹⁾の横断テーマは、「障害者の権利を実現するための

質の高い障害統計と障害の有無によるデータの分別」であった。そこで、締結国会議で障害統計および障害データについて、どのような意見交換がなされるのかを知るために会議に参加し、外務省から推薦を受けてラウンドテーブル1で発表するとともに文献調査を行った。

B．結果

国連障害者権利条約

国連障害者権利条約は2006年12月13日に第61回国連総会において採択された(61/106)。同条約は2008年4月3日までに中華人民共和国、サウジアラビアも含む20カ国が批准し、2008年5月3日に発効した。

第11回締結国会議

第11回会議の包括テーマは、「障害者権利条約の完全実施により誰も取り残されない」であり、サブテーマは以下の3つであった。

- 1) 条約の実施を強化するための国家財政の余地、官民パートナーシップ、国際協力
- 2) 女性(女兒)障害者
- 3) 政治参加と法もとの平等認識

表1に、本会議場のプログラムを示した。1日目には、議題の採択などが行われた後、2日目にサブテーマと、3日目にのラウンドテーブルが行われた。会議では、9名の障害者権利条約委員会委員の改選選挙も行われた。

ラウンドテーブル1

ラウンドテーブル1について、主催者からの趣旨説明を資料1に、日本からの発表原稿(終了後の編集を含む)を資料2に示した。趣旨説明のうち横断テーマの「障害統計」に関する記載は22パラグラフ中3パラグラフ(パラグラフ9~10)に限られ、障害に関するデータは不足していることの指摘、障害者権利条約の不足や達成を数値で示した2例にとどまった。ほとんどすべての発表・発言は、横断テーマである

「障害統計」に特に配慮されてはいなかった。発表者全員には事前にメールで趣旨説明が送付されたが、発表者間の事前打ち合わせはなかった。

日本からの発表では、新たな「障害に関するデータ収集」が、民間に先導され、国際組織の協力を得た障害者団体により啓発され、重要性が認識された段階で国が完成させた例を紹介した。

発表に続く発言は、事前に発言者が登録されており、発表内容に対する質問や意見を述べるのではなく、締結国の成果あるいは市民団体の成果・要望が述べられた。

スウェーデンからは、「福祉制度が進んでいる国でも、条約施行に際して新たな進展を果たすための財源確保は困難なこと」が発言された。

サイドイベント

本会議場以外に、国連本部ビル内あるいは近隣で多くのサイドイベントが期間中および前日に行われた。サイドイベント一覧を表2に示した。

複数のサイドイベントで、障害に関するデータ収集に国連障害統計シントングループ会議の指標を使用していることが言及された。会議での発表に障害に関するデータが使われていなくても、国あるいは市民団体が収集したデータを整理して刊行していることも、会議後の私的会話で知ることができた。

ワシントングループ会議が開発した指標に対する課題の指摘もあった。例えば、二分脊椎協会(英国)の代表は、ワシントングループの指標が2歳以上を対象としていることに対し、「先天性障害児は2歳まで障

害児として存在を認知されない」と批判した。ワシントングループ事務局である米国CDCからの参加者2名は、手分けして、関連するプログラムに参加して情報収集し、質問や批判に回答していた。対象者の年齢に対する回答は、「生活機能による評価であるため、機能の実施を評価できる年齢に達することが必要」というのがワシントングループ事務局の立場である。しかし、ICFのうち心身機能・身体構造の領域があり、理論的には、この視点から評価すれば出生直後からの評価が可能になる。

参加者の障害種別

参加者の中で、車椅子利用者と視覚障害者は、外見上、目立っていた。外見上、わかりにくい「精神障害者」をテーマにしたサイドイベントは見当たらず、精神障害者団体による発言も筆者が参加したプログラムではなかった。知的障害者については、サイドイベントで支援者と一緒に発言したり、参加者としてコメントする例が複数あった。アフリカからの障害当事者参加も目に付いた。

聴覚障害者については、手話通訳者により存在が知られた。サイドイベント会場で、発表者が手話利用者である場合には、手話通訳者がスクリーンを隠してしまうこともあり、手話通訳者と聴衆の配置の調整が行われた。また、手話利用者による母国語の手話を手話通訳者 A（ろう者：図3ではテーブルの中央で背中を向けている）が国際手話に訳し、聴衆からの英語による質問を手話通訳者 B1（テーブルの中央、手話通訳者と対面座位）と B2（スクリーンの横立位）が国際手話通訳で訳した後、ろう者の母国

語手話に手話通訳 A が訳す場合もあった。

日本では、総合支援法によるサービスを利用できる「難病」が指定されたり、難病患者あるいは慢性疾患患者が新しい障害種別を作り「障害者の認定を受けたい」と要望する例もある。しかし、締結国会議では本会議でもサイドイベントでも慢性疾患についての言及は主催者からも参加者からもなかった。国際リハビリテーション医学による「慢性疼痛」に関するサイドイベントが、唯一、慢性疾患に関連したと考えられた。ここでは、痛みを持つ多様な疾患、例えばガンも含めた問題提起が行われた。



図1 本会議場

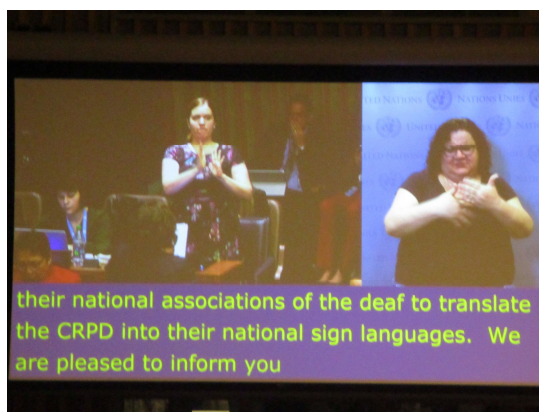


図2 本会議場モニター



図3 サイドイベントで、発表者が手話利用者の場合

s-to-the-convention-on-the-rights-of-
persons-with-disabilities-2/cosp11.html

D . 考察

横断テーマを「障害統計」にしたことは、障害に関するデータはまだ未整備であるが、障害者権利条約に関する議論を理念にとどめず、具体的に目的および達成を示すために障害統計が重要なことの意識向上に貢献したと推測された。

E . 結論

「障害統計、障害データ」に関する意識は締結国・市民団体共に強いことがわかった。「障害統計、障害データ」の体系は未整備ではあるが、障害者権利条約の目標や成果を示す指標としての重要であることは認識され、個々のデータ収集も行われていた。

ワシントングループ会議が開発した指標の利用も広まっていた。ワシントングループ会議の指標への批判もあったが、開発の事務局との開かれた会話も成立していた。

F . 引用文献

国連障害者権利条約締結国会議公式ページ

<https://www.un.org/development/desa/disabilities/conference-of-states-partie>

